

地方独立行政法人名張市立病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人名張市立病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和7年名張市規則第 号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により名張市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して、地域住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人名張市立病院定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院等を設置し、これらを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条各号に掲げる業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

(内部統制に関する基本事項)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、名張市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(経営会議の設置及び役員の分掌に関する事項)

第7条 法人は、次に掲げる事項に関し必要な規程等を整備し、運用するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する経営会議の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第8条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関する次に掲げる事項を整備するものとする。

る。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 第4号のモニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
(リスク評価と対応に関する事項)

第9条 法人は、次に掲げる事項を定めた業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

- (1) 業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
- (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
- (4) リスクを考慮した業務手順書の作成及び業務手順に沿った運営の確保等
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する以下の事項
 - ア 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施(情報の適切な管理に関する事項)

第10条 法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令に基づき、個人情報を適正に取り扱い、定期的に点検を行うほか、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第14条第2項及び医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保及び医療情報を安全に管理するために必要な措置を行うものとする。

2 法人は、名張市情報公開条例（令和元年名張市条例第23号）の適用を受ける実施機関として、法人の意思決定に係る文書が適切に管理するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等で公開するものとする。

（監事及び監事監査に関する事項）

第11条 法人は、法に定める監事の職務及び権限を達成するために必要な規程及び体制を整備するものとする。

2 法人は、前項の目的を達成するため、監事と次条に規定する内部監査担当部門との連

携体制を整備する。

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査担当部門を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びその結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第13条 法人は、次に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(入札・契約に関する事項)

第14条 法人は、契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立を目的として、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第15条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第16条 法人は、業務の適正を確保するための適切な人事異動、職員の懲戒基準等を定めた職員の人事管理方針に関する規程等を整備し、適切にこれを運用するものとする。

(業務の委託)

第17条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第18条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第19条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第20条 役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 法人は、前項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、地

方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（令和 7 年名張市条例第 3 号）で定める額を控除して得た額を限度として市長の承認を得て免除することができる。

（その他）

第 21 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、市長の認可のあった日から施行し、法人の成立の日から適用する。